

相談から自立まで 継続して支援します



相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員(援助者)が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

①一緒に相談にのります!

- あなたの抱えている困りごとをうかがいます。
- 窓口に来られない場合はご自宅へ訪問します。電話での相談もお受けします。

②一緒に問題を整理します!

- あなたのお話をうかがいながら、問題を洗い出し、解決策を考えていきます。
- 他の関係機関等の支援が適している場合は、電話連絡や同行して確実につながるよう支援します。

③一緒に計画を立てます!

- あなたと話し合って生活を立て直すための目標を決めます。
- その目標を達成するためにはどうしたらいいか、一緒に計画を立てます。

④一緒に取り組みます!

- 目標の達成に向けて、あなたが計画を着実に実行できるよう、関係機関と連携して支援します。
- 定期的に状況を把握し、必要に応じて支援内容や方法を修正するなど調整を行います。



社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 総合相談窓口

(富山市総合社会福祉センター1階)

〒939-8640 富山県富山市今泉83番地1
Tel 076-422-3414 Fax 076-422-2684

受付時間 8:30~17:00(土・日・祝、12/29~1/3を除く)

あなたが抱えている 生活の不安や心配を お聞かせください

相談無料
秘密厳守



どこに相談したらいいのだろう?

困ったときは…

富山市社会福祉協議会 総合相談窓口へ
☎ 076-422-3414

誰もが生活困窮に陥る 恐れがあります



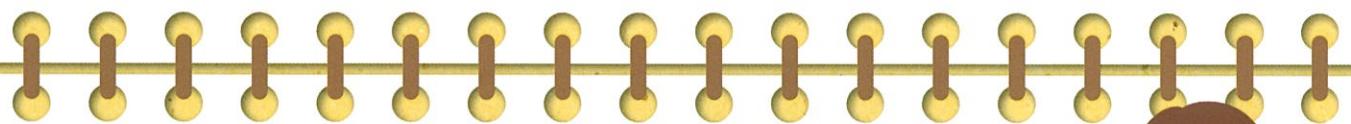
対象となる方

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）です。ただし生活保護を受けていない方が対象となります。

経済的な問題で生活に困っている方・長く失業している方・引きこもりやニートで悩んでいる方・働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざまで支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方からの相談も受け付けしています。

長引く景気の低迷により、失業や非正規雇用、低収入世帯などが急増し、働く世代の生活保護受給者も増加しています。また、家庭や地域に目を向けると、単身家庭やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。さらに、生活に困っている方は、経済的な問題だけでなく、健康面や障害、家庭の問題など、さまざまな問題を複合的に抱えている場合があります。

こうした経済・社会の構造的な変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように、生活困窮者自立支援法が施行されました。



生活に困っている方を支援する 「第2のセーフティネット」



わが国では、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」としてみなさんに安心を提供してきました。しかし、近年の雇用状況の変化から、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化する新たな仕組みとして「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。



自立した生活を支援する 事業を実施します



自立相談支援事業

生活に困ったときは、まずご相談ください



住居確保給付金

働くために住まいの確保を支援します



家計相談支援事業

家計の立て直しを助言し支援します



自立相談支援と他の支援が連携してあなたを支えます

自立相談支援で、本人の自立に必要な支援内容を検討し、本人の状況に応じて段階的に取り組んでいくよう支援します。

〈本人の状況に応じた支援例〉

